

一般財団法人本多流生弓会・規程

平成二十五年 一月 四日制定

令和八年 二月十四日改正

1 支部規程

(支部に関する規程)

第1条 この規程は、定款第3条の規定により、これを定める。

(支部の目的と機能)

第2条 支部は、各地に展開する本会の活動を地域的に集約し、本会の事業目的を達成するために本部と連携して活動を行う組織である。

2. 支部は、本会の内部組織であり、対外的に本会を代表する機能は有しない。

(支部の設置要件と申請)

第3条 支部は、理事会の出席理事の過半の承認により設置できる。

2. 支部設置を希望する会員は、以下の要件を満たすとき、理事会に支部設置を申請することができる。

(1) 支部として統一的な活動の維持・継続が見込めること及び都道府県乃至は市町村単位等で、5名程度の会員数が見込めること。

(2) 支部設置を希望する会員は、支部の設置場所、構成員、活動方針等を書面(様式適宜)で総務担当に支部設置を申請する。

(3) 総務担当は、支部設置申請について理事会で申請内容を提出し、理事会の承認と評議員会の決議をもって支部設置を認可する。

(支部長の選任と役割)

第4条 支部は、支部を構成する会員の互選により支部長を選任する。

2. 支部長は、支部役員を適宜の様式で総務担当及び会員管理担当に連絡する。

(1) 支部役員とは支部長の他、副支部長、支部会計担当等支部運営に必要な役員で、支部の状況に応じて適宜選任することができる。

(2) 支部長は、支部役員及び会員の異動が生じたときは、総務担当及び会員管理担当に連絡する
(様式適宜)。

(3) 支部長は、本部からの連絡を支部の会員に周知するとともに、支部を構成する会員の年会費納入等の支援を行うほか、本部主催行事や支部活動への参加を促す。

(支部活動)

第5条 支部は、本部から提示される運営方針に基づき、各支部の事情・状況を勘案して運営する。

2. 支部は自主的な活動のほか、事業の目的を達成するために、本部に対して審査の実施や師範の派遣等の支援を要請することができる。

(支部の統・廃合)

第6条 支部設置後、支部の維持・継続が困難になった場合は、支部からの申し出のほか、総務担当において支部存続の可否を検討し、理事会の承認と評議員会の決議をもって支部の統・廃合をすることができ
きる。

2 本多流印可審査規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1項3号の規定により、これを定める。

(審査基準)

第2条 本会は、本多流宗家（以下「宗家」という）より示された「本多流印可定め書」に基づき、印可審査を行う。

(審査方法)

第3条 本多流宗家は、印可審査を本会師範会に委嘱する。

2. 他に理事会の議を経て理事長が師範会構成員以外の者にこれを委嘱することができる。

(審査範囲)

第4条 師範会は、初伝、修学、中伝、小目録、目録、中王、免許の印可審査を行う。

2. 理事長は師範会の決定に基づき本多流宗家に推挙する。宗家は理事長の推挙に基づき印可授与を判定

する。

(審査種類)

第5条 審査は地区審査、連合審査、中央審査の三種とする。

(1) 地区審査―初伝、修学、中伝の審査を行う。

各支部において師範会派遣の審査員1名と支部長が個別に審査を行い、可否の判定を行うことを認める。ただし、審査実施日を事前に業務部審査担当（以下「審査担当」という）を経て、師範会に連絡する。又、実施後は直ちに審査結果を審査担当に報告する。

(2) 連合審査―初伝、修学、中伝、小目録の審査を行う。

(3) 中央審査―目録、中王、免許の審査を行う。

(審査員数)

第6条 師範会は、理事会で了承された年間行事予定に基づき実施される印可審査に、審査を担当する者（以下「審査員」）を派遣する。前条の審査における審査員の人数は以下のとおりとする。

- (1) 初伝、修学、中伝 — 1名以上
- (2) 小目録、目録、中王 — 2名以上
- (3) 免許 — 3名以上

2. 師範会事務局は、審査員を選定の上、審査担当に連絡する。

3. 印可審査は、年間行事予定に基づくほか、臨時審査を行うことができる。

(審査内容および合否判定基準)

第7条 審査は、原則として射技、射礼、口頭試問、論文について行う。ただし、初伝、修学、中伝については、面接・論文を省略することができる。

2. 審査の合否は審査員の過半数をもって決する。

(審査計画)

第8条 審査の実施場所及び実施時期は毎事業年度の事業計画で策定し、理事会及び評議員会の承認を経て会員に告知する。

2. 会員への告知は会報に掲載する方法による。

(審査申し込み)

第9条 審査を受けようとする会員は、所定の審査申

込書に、審査料を添えて業務部審査担当に提出する。
2. 審査申込書の推薦者欄への記載は省略することができる。

(推薦)

第10条 第4条の審査のほか、師範会は宗家に対して印可の推薦を行うことができる。

2. 推薦による印可取得を希望する会員は、次の何れかの推薦書(様式適宜)を添えて審査担当に提出する。

(1) 初伝、修学、中伝は理事又は支部長、或いは目録以上の受領者2名の推薦を要する。

(2) 小目録、目録、中王、免許は理事又は支部長、

或いは免許以上の受領者2名の推薦を要する。

(3) 推薦者は任意の様式の推薦書に、推薦事由を記載の上、記名捺印して審査担当に提出する。

(4) 審査担当は推薦書を師範会に取次ぎ、師範会は推薦内容を判定し理事長に報告する。

(5) 理事長は、師範会の決定に基づき本多流宗家に推挙する。

(審査料)

第11条 審査料は次の通りとする。

初伝	10000円
修学	15000円
中伝	20000円
小目録	30000円
目録	50000円
中王	80000円
免許	100000円

2. 第一回目の審査を無指定で受審する場合の審査料は、受審後に決定した印可の審査料を適用する。

(審査料および登録料の帰属)

第12条 審査料は本会に帰属し、登録料は宗家に帰属する。ただし、推薦による登録料の内、審査料相当分は本会に帰属するものとする。

【備考】本多流印可登録料

		審査受審による印可取得で、会員が宗家に収める本多流印可登録料	推薦による印可取得で、会員が宗家に収める本多流印可登録料
初伝	15000円		30000円
修学	30000円		50000円
中伝	50000円		100000円
小目録	100000円		200000円
目録	200000円		300000円
中王	300000円		500000円
免許	500000円		800000円

※印可登録料から審査料相当分を控除した金額が宗家に帰属する。

参考1…本多流印可定め書

道を求め当流に志すを以て初めとし稽古に勤め射学を修しその技壯

道半ばなれど射品生じ道の蘊奥に至らむとし 当流の隆盛に心する者には印可すべし

- 一、初伝 入門 当流の修行を志したる者
- 二、修学 射技骨法に叶ひつつある者
- 三、中伝 骨法を体得し射形整ひし者
- 四、小目録 味はひを知り氣象合一成りし者
- 五、目録 心技自師賢覚の境に至りし者
- 六、中王 清澄円満の境涯に達せし者
- 七、免許 精心感通し品位生じし者
- 八、奥伝 射品生じ道の蘊奥に至りし者

本多流四世 宗家 本多利永

参考2…本多流印可定め書細則

一、当流印可は初伝 修学 中伝 小目録 目録 中王 免許 奥伝の八段に分ち 宗家 之を允許す

二、宗家 初伝 修学 中伝 小目録 目録 中王 免許 は審査を一般財団法人本多流生弓会に委嘱す 同

会は師範会をもってその任に当たらしめ 師範会より派遣されし審査員 之を判定し 宗家に推挙す 宗家 之を参考とし免許を決す

三、奥伝の印可 宗家 之を所管す
四、審査は射技射禮に就いて行ひ 位に応じて論文及び口頭試問を加ふるものとす

五、宗家 当流発展に特に功績ありと認むる者に対し審査を経ずして印可を授与することを得

(令和四年一月吉日改訂)

3 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定により、これを定める。

(会員)

第2条 本会は以下の会員を置く。

(1) 普通会员 本会の目的及び趣旨に賛同して本会に入会した個人会員

(2) 維持会員 本会の目的及び趣旨に賛同して本会に入会した会員で、財政的賛助を行う個人会員

(3) 終身会員 満75歳を超える会員で、三万円を一括納入した個人会員

(4) 学生会員 中学、高校、専門学校、大学に修学中の個人会員

(5) 名誉会員 本会運営に貢献できる学識経験者や本会の運営に功労があり理事会が会員として決議した個人会員

(6) 学校会員 中学、高校、専門学校、大学等の

学校単位、又は弓道(術)部等の学校に所属する団体(同好会を含む)単位の会員

(入会)

第3条 本会の目的及び趣旨に賛同し、本会の事業に参加を希望する個人又は法人は、本会所定の申込用紙に必要事項を記載の上、総務部総務担当(以下「総務担当」という)に入会申込を行う。申込があったときは、総務担当が審査を実施し、入会に問題ない場合は理事長に推薦し、理事長の承認をもって入会を許可する。

2. 理事長の承認により入会を許可された会員の管理は、別に定める。

3. 入会を許可された者は、定められた入会金及び年会費を納付する。又、毎事業年度始めに定められた年会費を納付する。

4. 会員の入会金及び年会費は以下のとおりとする。

入会金

年会費

(1) 普通会員 2000円 3000円

(2) 維持会員 | 7000円

(3) 終身会員 | 満75歳以上で、
3万円一括納付

(4) 学生会員 1000円 1500円

(5) 名誉会員 | |

(6) 学校会員 | 5000円/校

(会員の所属)

第4条 会員は、いずれかの支部に所属することを原則とする。

2. 入会の申込時に、総務担当と協議して所属する支部を決定することを原則とする。

3. ただし、居住地や道場所在地等の事情により、所属する支部が適当でない場合はこの限りではない。連絡方法について総務担当と協議して遺漏ないよう留意する。

(会員の権利)

第5条 会員は、本会が主催する行事に参加できる。

(1) 本会主催の研修会及び射会等の行事

(2) 本多流印可審査の受審

(会員の義務)

第6条 会員は、毎事業年度年初めに年会費を納入する。

(休会)

第7条 会員は、転勤や転居等の正当な事由により予め本会の行事に参加できないことが見込める場合、休会を申し出ることができる。

2. 休会の申し入れは、総務担当宛て書面乃至は電子メール等で届出る(様式適宜)。総務担当は、申し入れの事情を確認し、応諾の可否を検討する。応諾の可否の結果を理事長に報告すると共に、申し入れの会員に伝達する。又、その結果を会員管理担当に連絡する。

3. 休会中の年会費は免除する。

4. 会員が本会に復するときは、総務担当宛て書面で届出る(様式適宜)。総務担当は、書面受領後に会員管理担当に連絡する。復するときは、入会金は免除する。

(除名等)

第8条 会員は本会の目的及び趣旨に違背し又は本会

員たる体面を恥辱するような行為があったときは事情を調査し、理事会の承認を経て除名することができる。但し、当該会員の要請があれば弁明の機会を与えるものとする。理事長は、除名を本人に書面をもって通知する。

2. 会員の資格は、退会の申し出及び死亡並びに除名の事由により消滅する。

3. 2事業年度に亘って年会費の納入がなかった場合、会員資格は消滅する。ただし、正当な事由で復帰したという要請を受けた場合は、総務担当は理事長の承認を受けて会員資格を復することができる。その場合、入会金を免除することができる。

4. 休会及び除名、退会の場合、理由の如何を問わず、納付した入会金及び年会費の返却はしない。

4 会員管理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定により、これを定める。

(担当)

第2条 会員の管理は、総務部及び経理部の共管とし、会員管理担当が担当する。

2. 会員申込の受付は総務担当が行う。総務担当は、申込書により入会の是非を審査し、理事長の承認を受ける。入会申込人は、入会金及び年会費の納入をもって会員資格を得る。入会申込書正本は総務担当、同副本は会員管理担当においてそれぞれ保管する。

3. 総務担当は、入会申込人と協議して、弓歴、居住地等を勘案して所属支部を決定する。ただし、居住地や活動の実態等の事情により、申込人が活動する地区に所属する支部がない場合は、この限りではない。会報の届け先や行事等の連絡方法について会員管理担当と協議して遺漏ないよう留意する。

4. 総務担当は理事長の承認後、申込書の写しを会員管理担当に送付するとともに、入会金及び年会費を出納担当に入金する。

5. 会員管理担当は、申込書の写しに基づき、会員管理台帳に必要情報を記載する。

6. 会員管理台帳は、支部に属する会員と属さない会員に区分して管理する。7. 会員管理担当は、会員に関する情報（住所変更、電話番号、電子メールアドレス等）の変更を把握し、随時管理台帳を更新、修正する。

(個人情報取り扱い)

第3条 会員に関する情報は個人情報であり、法令に準拠して管理には万全を尽くし、以下の会務目的以外に使用しない。

(1) 本会の主催する各種行事の告知

(2) 会報等の発送

(3) 会員名簿の作成

(4) その他理事会が必要と認めた事業の告知
(会費納入の告知)

第4条 会員管理担当は、事業年度の初めに会員宛て年会費の徴収を告知するための会員情報を広報担当に提供する。広報担当は、会報の送付に合わせて年会費納入の告知を行う。

2. 会員管理担当は、年会費の徴収状況を出納担当と協力して確認するとともに、理事会に報告する。

(自動退会)

第5条 会員の会費未納が2事業年続いた場合、自動的に管理対象から除外し、退会扱いとする。

2. 会員管理担当は、当該会員を退会扱いとし、事由を記載して別途管理する。

第6条 会員間の情報交換のために会員名簿を発行する。

2. 会員名簿は、3年ごとの発行を原則とする。

3. 会員名簿に記載される情報は個人情報であることに留意し、配布会員に対して第2条に記載の条件に則り、管理には万全を期すことを周知する。

9 理事の職掌

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条第2項の規定により、これを定める。

(分担)

第2条 理事会は、理事の互選により業務を分担する者を選任する。

2. 理事のうち、2名を代表理事とする。代表理事のうち、1名を理事長とし、他1名を常務理事とする。

3. 理事の内3名を業務執行理事とし、原則として第2条に規定する各業務の責任者を務めるものとする。

4. 業務執行理事は、複数の業務を重複して担当することを妨げない。

(業務内容)

第3条 業務執行理事及び理事は、理事会において担当する業務を決定し、業務を分担して担当する。

2. 業務執行理事は、理事会において主管する業務についての業務計画の企画・立案を行い、評議員会の

承認を受けて業務を分担執行する。各業務の組織的な位置付けは別表のとおりとする。各業務の主要な業務内容については以下のとおりである。

(1) 総務部

A 総務担当 本会に関わる総務・人事関連業務

- ・ 所轄庁との連絡窓口
- ・ 諸会議の招集事務

- ・ 諸会議、射会、研修、懇親会等の会場手配
- ・ 入／退会の受付事務

B 広報担当

- ・ 複数担当にまたがる業務の調整

- ・ 会報、連絡文書の作成、発送
- ・ ホームページの作成及び管理

C 会員管理担当(経理部会員管理担当と共管)

(2) 業務部

A 研修担当 本会の主催する中央研修会、合宿研修会、射技・射礼研修等の企画・立案と執行

B 射会担当 本会の主催する射会の企画立

案と執行

C 審査担当

(3) 経理部

A 会計担当 本会の決算事務

B 出納担当 本会の資金管理及び資金繰り

C 会員管理 総務担当と共管

(4) その他

新規の業務や担当すべき部署が不明の場合等は、
理事会において協議・決定する。

(業務執行状況の報告)

第4条 業務執行理事は、担当業務の企画、立案及び
業務の執行状況について理事会及び評議員会に報告
する。

10 師範会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条の規定により、これを定める。

(構成)

第2条 師範会は、師範及び師範代によって構成される。

2. 師範及び師範代は、本多流宗家の推薦により、理事会の承認を受けた若干名の会員が就任する。

(役割)

第3条 師範会は、宗家及び理事会の要請に基づいて以下の役割を担う。

- (1) 理事会の要請に基づく、本多流印可審査
- (2) 理事会の要請に基づく、本会の主宰する研修等での射礼、射術の案内

(3) 理事会の要請に基づく、本会の主宰する研修、射会等の運営についての意見具申

(4) その他、理事会が必要と認めた事業への協力

(事務局)

第4条 師範会は事務局を置く。構成員のうち1名を事務局長とし、宗家及び理事会、評議員会との窓口とする。

2. 師範会事務局長の選任は、師範会構成員の互選とする。

(名誉師範)

第5条 師範会は、本多流宗家の推薦により、理事会の承認を受けて名誉師範を置くことができる。

(助教)

第6条 師範会は、本条項に関する宗家の了解及び理事会の承認により、研修会等の運営、案内を補佐する者として、助教を配置することができる。

2. 師範・師範代は、師範会の業務を補佐する者が必要な場合、目録以上の印可有する会員の中から、適宜、当日の研修等における助教の業務を要請する。

3. 助教は師範会の要請に基づき、研修等における師範、師範代の運営及び案内業務を補佐する。

11 運営委員及び運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第49条の規定により、これを定める。

(運営委員の選任と目的)

第2条 理事会は、本会の事業目的の達成に必要な年間行事計画等の業務執行補助のために、会員の中から運営委員を選任することができる。

2. 理事は、会員の中から運営委員候補を推薦する。

総務担当は、意見を集約し、理事会に諮り、理事長は、理事会の承認を得て運営委員を任命する。

3. 運営委員の定数は定めず、業務執行に必要な人数を置くことができる。

(運営委員の業務)

第3条 運営委員は、所属の業務執行理事の指示に基づき、業務執行の補佐を行う。

(報酬)

第4条 運営委員は、無報酬とする。

(任期)

第5条 運営委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとする。

(運営委員の解任)

第6条 理事会は、運営委員に運営委員会の目的及び趣旨に違背するような行為があったときは事情を調査し、理事会の承認を経て解任することができる。ただし、当該会員の要請があれば弁明の機会を与えるものとする。

(運営委員会の設置、構成並びに目的)

第7条 本会は、業務の執行について理事及び理事会の補佐を目的として運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、宗家、理事会を構成する理事、師範会、監事及び運営委員を構成員とする。

3. 運営委員会は、理事会で決議された業務計画の円滑な執行を行うための協議、意見交換を行う。

(運営委員会の開催)

第8条 運営委員会は、総務担当が招集し、2カ月毎

(原則として偶数月の第二土曜日)に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(運営委員会の運営)

第9条 運営委員会は、総務担当理事が議長を務め、各業務部門の業務執行理事が執行状況を報告する。

(旅費の支給)

第10条 運営委員会に出席する運営委員には、別に定める出張旅費等支給規程に基づき旅費を支給することができる。

12 公益活動に対する経費等の一部助成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第8号の規定により、これを定める。

(助成基準)

第2条 本会は、本会の事業目的に適う個人及び団体が行う公益活動に対して経費等の一部助成をすることができるとができる。

2. 助成事業とする公益活動とは、次の事項である。

(1) 本多流弓道の科学研究に資するための実験等に要する費用

(2) 本多流弓道の普及に資する書籍発刊等の費用

(3) その他の事業で、理事会の検討において本会の事業目的に適うと認められる場合は、その

対象とすることができる。

3. 助成の金額は、申請された事業に要する費用の1/2程度を限度とし、総額20万円を上限とする。た

だし、理事会の決議により限度額を超えることができる。

4. 助成事業が完了したら、その成果を書籍の編纂・発行や本会の主催する研修会等において発表することができるとができる。発表方法等については、理事会で協議し、承認を得て実施する。

(承認)

第3条 本会は、毎事業計画策定時にホームページ事業実施の旨の記事を掲載し、助成を希望する個人及び団体の希望の有無を募集する。希望する個人及び団体がある場合は、内容を審議し、理事会の承認を経て、評議員会に出席の評議員の過半を以って可否を決する。

2. 助成を希望する個人及び団体は、助成希望対象の研究内容等を書面(様式適宜)で提出しなければならない。

3. 助成の可否は、理事会において検討委員会を設置し、内容を審議する。

(1) 検討委員会の構成は、総務、業務担当並びに

師範会の中から若干名を指名する。

- (2) 検討委員会は内容の審議の結果を理事会に報告し、理事会の承認を経て、評議員会の過半数をもって助成の可否を決議する。

(予算措置及び実施等)

第4条 助成のための特定資産や基金等は設けない。

2. 助成の実施は、当該事業年度の事業収支予算に於いて実施できる範囲の助成であれば、当該年度の予算の範囲で実施する。助成が複数年にまたがる場合の対応は別途理事会において協議し、それぞれの事業年度の収支予算に計上して実施するものとし、評議員会に決議を求める。

14 倫理規程

平成三十年十二月八日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人本多流生弓会（以下「本会」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、また弓道人として倫理に照らして逸脱する行為を行わないよう、本会関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程の対象となる関係者は、会員、評議員、役員、顧問、師範及び師範代、運営委員会委員、特別委員会委員、指導員であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

(1) 会員とは、定款第6条に規定する普通会員、維持会員、終身会員、学生会員、名誉会員、学校会員をいう。

(2) 評議員とは、定款第14条に規定する評議員をいう。

(3) 役員とは、定款第26条に規定する理事及び監事をいう。

(4) 顧問とは、定款第43条に規定する顧問をいう。

(5) 師範及び師範代とは、定款第45条に規定する師範及び師範代をいう。

(6) 運営委員会委員とは、定款第48条に規定する運営委員会の委員をいう。

(7) 特別委員会委員とは、定款第50条に規定する特別委員会の委員をいう。

(基本的責務)

第3条 本会関係者は、定款第4条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条

- (1) 本会関係者は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別等の違法行為や、本会の健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。
- (2) 本会関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 本会関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることをしてはならない。
- (4) 本会関係者は、本会の運営費等の経理処理に關し不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (5) 本会関係者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 本会関係者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の關係を持つてはならない。

(7) 本会関係者は、法令や本会の定款、諸規程、処分等に違反してはならない。

(この規程に違反した場合の対処等)

第5条 本会関係者にこの規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は直ちに調査を開始する。調査の結果、違反する行為があったと認められた場合、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は処分を行う。

2. 必要に応じて本会に倫理委員会を設置する場合があります。倫理委員会の報告を受けて、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は処分を行う。倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(違反による処分等)

第6条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 会員

理事会は戒告、定款第7条・会員規程第8条に基づいた除名、その他必要に応じた処分を行う。

(2) 評議員

評議員会は戒告、定款第15条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。

(3) 役員

評議員会は戒告、賠償、定款第31条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。

(4) 顧問

理事会は戒告、解任、その他必要に応じた処分を行う。

(5) 師範及び師範代

理事会は戒告、宗家の承認を経て解任、その他必要に応じた処分を行う。

(6) 運営委員及び特別委員

理事会は戒告、運営委員及び運営委員会規程第6条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。特別委員も前文に準じた処分を理事会が行う。

2. 処分の前提となる事項は、証拠及び証言に基づいて認定する。

3. 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。ただし、当事者同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

4. 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(附則)

第8条 この規程は、平成三十年十二月八日から施行する。

15 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人本多流生弓会（以下「本会」という）倫理規程第5条2項の規定により、これを定める。

(倫理委員会を選任)

第2条 理事長は、理事会の承認を経て会員の中から倫理委員会委員を選任し、倫理委員会を設置することができるとができる。

(倫理委員会委員長の選出)

第3条 倫理委員会は、倫理委員会委員の互選により委員長を選出する。

(倫理委員会の業務)

第4条 倫理委員会は、倫理規程に違反した本会関係者を証拠及び証言に基づいて調査し、処分を決めるに際しては、公正を期するため当事者の弁明の機会を設けるものとする。

(倫理委員会の報告)

第5条 倫理委員会は、処分の内容を理事会に文書で報告する。

(報酬)

第6条 倫理委員会委員は、無報酬とする。

(任期)

第7条 倫理委員会委員長が理事会に報告し、処分が確定した時に委員会は解散する。

(倫理委員会委員の解任)

第8条 選任された倫理委員会委員が、倫理規程に違反した本会関係者と利害関係者であると判明した場合、理事長は理事会の承認を経て解任する。

(附則)

第9条 この規程は、平成三十年十二月八日から施行する。

以上